

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年 2月 6日

福島県県北建設事務所長 中川 善則

工事番号	第 25-41310-0258 号
工事名	道路橋りょう維持（維補）工事（受変電）
質問事項	
<p>1. 金抜き設計書及び数量総括表において、既設配線の撤去数量が金抜き設計書（14頁）では管内配線撤去 EM-CET38sq×11.2mと記載があり、数量総括表（1/2）では、CVT60sq×73.5mと記載があります。また、数量総括表（6/9）には、管内配線撤去 EM-CET38sq×11.2m算出根拠に高圧引込柱撤去図（参考図）とありますが、引込柱からハンドホール迄の区間しか撤去されないのでしょうか。数量に差異がありますので、ご教示お願いします。図面と数量拾い出し表（1/2）からは、既設高圧ケーブル CVT60sq が第1変電所～第2変電所まである様に見受けられますが、撤去はされないのでしょうか。変更協議の対象となりますでしょうか。ご教示お願いします。</p> <p>2. 図面2/12 低圧引込柱装柱図において、計器収納箱外形図（参考図）は記載されておりますが、結線図が見当たりません。盤内には積算電力計のみ取付でしょうか、主開閉器も取付となりますか。その場合は主開閉器の容量は MCB3P225AF/150AT となりますか。ご指示お願い致します。</p> <p>3. 図面7/12 第一受電所単線結線図において、第1配電盤の結線図で、受電側のブレーカーとその下部にあるブレーカーの容量、更にその下部にある第2配電盤への送り出し系統のブレーカー容量と図面11/12 第二受電所単線結線図にある第2配電盤の結線図の主幹ブレーカー容量との整合が取れていない様に見受けられます。変更協議の対象となりますか。ご教示お願いします。</p>	
回答事項	
<p>1. 既設高圧ケーブル CVT60sq×73.5mについては、撤去しないこととしております。このため、【数量総括表】（1/2）、【数量集計表】（1/2）、【数量拾い出し表】（1/2）及び第一受電所設置詳細図（図面番号6/10）を修正しておりますので、ご確認願います。</p> <p>2. 図面2/12に記載の計器収納箱には積算電力計のみ取り付ける計画としております。なお、東北電力株との協議により主開閉器を取り付ける必要が生じた場合は、福島県工事請負契約款第18条（条件変更等）に基づき、協議の対象とします。</p> <p>3. 図面7/12第一受電所単線結線図の第1配電盤、及び図面11/12第二受電所単線結線図の第2配電盤のブレーカー容量については、閲覧図書に記載の通りです。なお、第一受電所、第二受電所における負荷容量に変更等があった場合には、福島県工事請負契約款第18条（条件変更等）に基づき、協議の対象とします。</p>	